

〔特別論文〕

アンシャン・レジーム末期における政体移行とアーカイブ

——ヴェネツィア共和国の事例から——

湯上良*

目次

- 序 「悪徳の」ヴェネツィア共和国
 - 一 イタリア半島とヴェネツィア
 - 二 共和国崩壊の文書
 - 三 共和国末期と文書
- おわりに

* 湯上良 (YUGAMI, Ryo) : 国立ヴェネツィア大学・大学院 人文学科、中近世・近現代欧州社会史博士後期課程。ヴェネト州高等専門教育コース 史学・地理学・人類学課程 第二十七期プロジェクト助成生 (Scuola dottorale del Veneto, Scuola superiore di Studi storici, geografici e antropologici, XXVII ciclo presso l'Università Ca' Foscari Venezia, Dipartimento di Studi Umanistici, Dottorato di Ricerca in Storia sociale europea dal Medioevo all'età contemporanea)

序 「悪徳の」ヴェネツィア共和国

その名を轟かせた共和国、強大で長い歴史を持ち、その起源の独自性、町が造られた場所、統治機構などは特筆すべきものであるが、今しがた我々の目の前から消え去ったところである。ヨーロッパの君主政で最も古く、その仕組みと置かれた立場は独特なものであったが、今まさに、他の多くの国を破滅に導いた偉大なる革命によって滅亡したのだ。

中略

他に比類ない社会組織構造の研究を通じて、我々にとつての利益を導き出せるであろう。最大限の安定と、非常に強大で荘厳な共和国が存立した労苦を強調した後、我々の時代のヴェネツィア人達がその最期に手を貸したに等しいという事実を明るみにし、孤立、衰弱し、受動的な状態を作り上げたこの国における内部の悪徳を研究し、そこから学ぶところは決して少なくないであろう。⁽¹⁾

この文は一九世紀にヨーロッパ中で広まったピエール・ダリュの「ヴェネツィア共和国の歴史 (*Histoire de la République de Venise*)」の冒頭の一節である。「静謐なる共和国」と自他共に認め、その政体の安定性や効率性によって他国から賞賛の的となり、神話の域にまで達していたヴェネツィア共和国の姿は、そこでは一転して悪しき検体として語られている。ダリュは、一七九七年五月にヴェネツィア共和国を実質的に滅亡へと追い込んだナポレオン率いるフランス陸軍省の一員であり、フランス革命の理想を推し進める任務を帯びていることから、貴族による寡頭政体をとっていたヴェネツィア共和国を賞賛する立場とは相容れなかった。一八一九年に七巻組みでフラン

スにおいて出版されたこの作品は再版を重ね、他のヨーロッパ諸国においても、シュトゥットガルトでは一八二八年に、イタリア語版出版の試みもミラノとヴェネツィアで行われたが検閲に阻まれ、場を改め一八三三年にティチーノ州カポラーゴにてイタリア語版が出版され、一八三八年にも再版された。²⁾ またフランスから離れたサンクト・ペテルブルクにおいても一八二四年にドイツ語版が出版され、英語版は出版されなかったものの、ジョン・ラスキンの作品の歴史的側面にも影響を与えるなど、³⁾ 多くの反響を得た作品であった。

一七九七年のヴェネツィア共和国の崩壊は、その文書に与える影響もまた多大なものであった。ダリユ自身も一七九七年以降バりに運ばれてきたヴェネツィア共和国の文書にも触れ、その筆を進めていったのである。

このように文書とその利用の形は時代背景によって変化するが、現在、国立ヴェネツィア文書館は、書架総延長で七〇キロメートル以上のアーカイブを保存し、イタリア共和国随一の規模を誇る。ヴェネツィア共和国崩壊前後の文書管理の情勢を通じ、千年近く続いた政体におけるこの膨大な文書をいかに管理し、後世に伝えていったのか、「静謐なる共和国」の時代からフランス革命直後の動乱期にあるヨーロッパにおいて、これらの文書はどのような労苦を伴って管理され、生き抜いてきたのかを明らかにしていくのが本稿の目的である。

一 イタリア半島とヴェネツィア

「一〇〇〇の都市からなるイタリア」⁴⁾と言われるように、この半島に「イタリア」という国は一九世紀半ばまで存在せず、その多くが現在「都市」と呼ばれている単位で、そのまま一つの国として運営されている時期もあった。現在のピエモンテではフランスのシャンペリー出身で、国家統一における決定的役割を果たしたサヴォイア家が支配していたし、ミラノではヴィスコンティ家とスフォルツァ家の支配の後、スペイン・フランス・オーストリアに

よる外国支配となった。ヴェネツィア共和国はナポレオンによる圧力の下で崩壊するまで地中海全域に影響力を持つ寡頭政が千年近く続いた。イタリア中部、トスカーナにおいてはメディチ家とロレーナ家の支配が、そして広大な教皇領においては教皇を頂点とする政治権力の極めて独特の形態が形成された。教皇はカトリック世界全体の指導者として教権を振るう一方で、領地内では世俗君主のように権力を行使した。イタリア南部では、アラブからノルマン、ホーエンシュタウフェン家からアンジュー家、アラゴン家からブルボン家という流れに見られるように法律と慣習とが異なつた支配勢力が続いた。このように、イタリア半島とその島嶼部は古くから様々な異民族の襲来、流入にも数多く晒され、「文明の十字路」とも呼ぶべき状況であつた。まずはそのイタリアにおけるアーカイブ管理とその歴史のあらましを見てゆくこととしよう。

紀元前からの歴史が重層的に堆積しているイタリアにおいて、古文書を扱う国立文書館の存在感は、他の国のそれを圧倒している。約一〇〇万点の羊皮紙書類、八〇〇万点以上の文書群を中心とした所蔵文書は、横に並べると一五〇〇キロに及ぶ⁽⁵⁾。これは、東京から鹿児島までの距離に匹敵する。これらを保存、管理、公開している文書館については、段階を追つて達成されたイタリア統一の直前には異なる官庁による管理が行われていた。トリノ、ジェノヴァ、カリアリ、ミラノ、ブレーシャ、モデナ、パルマ、パレルモの文書館は内務省に、トスカーナ、マントヴァ、ヴェネツィア、ナポリのものは教育省に属していた。一八七四年三月五日の勅令第一八五二号は「国立文書館は内務省に所属する」と規定し、そしてその後一九七五年にジョヴァンニ・スبادロリーニによつて強く求められた文化財省の設置まで一八七四年の政令は有効であつたのである⁽⁶⁾。

このように変化が激しく、モザイクのようなイタリア半島の中においても、ヴェネツィアとそのラグーナ（干潟）は際立つた特徴を持っている。七世紀にはビザンツ帝国の飛び地として、軍事権を持つ長官が当時のイタリア半島

領を統括するラヴェンナより派遣された。九世紀に至ると、イスラームの支配下にあったアレキサンドリアから福音書記者、聖マルコの聖遺物をムスリムの忌避する豚肉に隠してヴェネツィアまで運搬し、宗教的な面においてもそれまでのビザンツ、ギリシア正教を代表する聖人、聖テオドロに代わる都市の守護聖人を頂くこととなる。同じ世紀の末期には火事によって、もつとも古い年代の文書の大半が失われた。だが後に、機構的にも、法的にも、書記局の形態的にも、より安定的に確立された一三世紀以降は、最重要文書を総合記録簿に筆写する実務が定期的になされ、その手法は国際条約から各会議の議決、後には、他のすべての公的機関へと広がった。さらに、かつて主であったビザンツ帝国を一三世紀初頭にはコンスタンティノープルから追い出すほどの勢力となり、一五世紀には東方におけるオスマン帝国の進出などの不安定要素も一因となり、イタリア半島本土への領土拡張にも進出し、陸と海にまたがる領土を形成するに至る。一七世紀後半には重要な地中海の拠点であるクレタ島などを失うが、一七九七年にナポレオンがヨーロッパを駆け抜ける時代まで実に千年近く、一三七九年のキオツジャ戦争の折にジェノヴァに至近まで攻め込まれた時、及び一五〇九年にヨーロッパ中を敵に回したカンブレール同盟戦争時にトレヴィーゾ以外の本土領を失った時以外は、その存続が危うくなる程度にまでは他国に直接脅かされず、他の都市国家と比較しても安定した状態であった。このことが「静謐なる共和国」と自認し、他国からもそのように呼ばれる由縁であった。⁷⁾

この安定した国勢はそのまま、そこに保存されているアーカイブにも影響を及ぼし、イタリア語やラテン語のみならず、ギリシア語、オスマン語等、多言語に及ぶ大量の文書が現在でも国立ヴェネツィア文書館をはじめとした各機関にて保存されている。こうして史学のみならず、様々な分野の研究において、各国の研究者が日々利用することのできる環境となっている。⁸⁾

しかしながら、冒頭にて本稿の目的を記したように、この事実がそのままこれらのアーカイブが全く危機に晒されず、安定的、継続的にこの地にて保存されてきたのかと言つと、必ずしもそうとは言えない。

ヴェネツィア共和国崩壊後のアーカイブ管理に関しては、近年、文書館実務にも携わっているカヴァツァーナ・ロマネッリやティエポロ⁽⁹⁾によってまとめられており、大まかな変遷について理解が可能である。ポーヴォロによる研究⁽¹⁾においても、一九世紀に行われた再整理や廃棄を巡る問題点が、その作業の責任者の人生を絡め、取り扱われている。翻つて、ヴェネツィア共和国末期のアーカイブ管理の事情については、文化財・文化活動省発行の「国立文書館総合ガイド」⁽¹²⁾や国立ヴェネツィア文書館の館長であったアンドレア・ダ・モスト編集による「総合目録」⁽¹³⁾が個別のフォンドの構成について解説しているものの、実際のアーカイブの管理実務やその実態については未知の部分が多く、史学研究においても近年ようやく部分的に手がつけられ始めた段階⁽¹⁴⁾である。次節以降で詳細に触れるように、分散的な権力構造をとっていたヴェネツィア共和国の政体という構造面、そして広範な地域と多様な言語で書かれ、千年近くに渡り保存されたアーカイブといった質と量の側面がそれらの調査を困難としているのである。最初に次節にて、このアーカイブが最も複雑な経緯を辿ることとなったヴェネツィア共和国崩壊後に、どのような変遷を経ていったのかを見てゆくこととしよう。

二 共和国崩壊と文書

一七九七年、ヴェネツィア共和国は折からのナポレオンのヨーロッパ遠征の最中にあつた。本土領はナポレオンの軍門に落ち、五月には「奇妙な革命」⁽¹⁵⁾によって、すなわち「静謐なる共和国」は最期の大議會を開催し、投票によって、急進的ジャコバン派と共和国末期の穩健な改革派の混合であつた臨時自治政府に政權を移譲し、その歴史

に幕を閉じることとなるのである。

共和国崩壊後も各行政官の文書は旧体制の統治形態を理解するため、現用文書とは分けて保存された。学術・文化界にとつてはもちろんのこと、かつての首都の統治を引き受けた君主達にとつて、外交文書等に代表されるように、ヴェネツィアに残る保存年代の長い大量の史料は極めて重要なものであった。特に機密文書として保存されていた、決して少なくはない数の文書が運搬用の大型の箱にしまわれ、その時代の多くの書籍、絵画、芸術作品が一級品はパリ、二級品はミラノ、三級品はヴェネツィアへと再編成されたように、文書もまたこの流れとは無縁ではなく、これらの都市やウィーンへと運ばれた。一七九七年にフランスの手に、そして翌年からは前年のカンポ・フォルミオ和約を受けて、オーストリア支配下となり、一八〇五年、さらに第三次オーストリア支配下の一八六六年に、それぞれ主要行政機関の文書の一部も運ばれたのだった。¹⁶⁾

一八〇六年から一四年までナポレオンの影響下のイタリア王国に編入され、首都はミラノに定められ、ヴェネツィアはアドリア海側の首府の地位となった。現在でも主に建築史家によって利用される著名なナポレオンの土地台帳が作成されたのもこの時期である。

その後、ナポレオン後のヨーロッパにおける秩序の再構築がウィーン会議にて行われ、ヴェネツィア共和国領の大半は再びオーストリア帝国に引き渡され、ロンバルディア・ヴェネト王国として、ミラノとヴェネツィアの間で半年ずつ副王が移動する交換首都として再編成された。

こうした政治的な流れの中、ヴェネツィア各所に残された旧ヴェネツィア共和国、そして一八〇六年から一八一〇年にかけて出されたナポレオンの政令¹⁷⁾によって取り潰された教会や修道院、同信会、さらには伝統的にヴェネツィア貴族の各家系によって所有されていたアーカイブ¹⁸⁾などを保管するための場の統一の試みがなされた。

この時代的要請を受けて、既に一八〇三年にヤコポ・キオード（一七五九—一八四二）¹⁹によって立案され、一八〇五年にウイーンにて承認されたプロジェクトを進展させていた。しかしながら、一八〇六年から一八一四年のナポレオンのイタリア王国時代には一旦放棄され、一八〇七年に次の分類に従って、共和国時代のアーカイブがカルロ・アントニオ・マリンの指揮、ヤコポ・キオードの補佐の下、集められた。すなわち、サン・テオドロー同信会にこれらのアーカイブの重要な核を形成した行政関連アーカイブが、サン・ジョヴァンニ・イン・ラテラーノ修道院に裁判関連アーカイブが、サン・プロヴヴォロの館に国有財産や財政稅務アーカイブが集められ、保管されたのである。²⁰ 一見、効率的にみえるこの分類は、様々な行政官が分散的に設けられ、それら機関の役務が重複的に絡み合うヴェネツィア共和国の研究、調査においては、重大な困難を引き起こすこととなり、総合的な保存が強く望まれた。このことは今日、これらの史料を調査する立場から見ても想像に難くない。

ナポレオンのイタリア王国以後の第二次オーストリア治下の一八一五年、王政復古時代の初めに亡くなったマリオンに替わってサン・テオドローの文書館長にキオードが就任した。²¹ しかし、オーストリアの総督ピエトロ・フォン・グースにとって、キオードがかねてから望むアーカイブ統一の試みは好ましいものではなかった。グースはアゴスティーノ・カルリ・ルツピを、共和国時代末期に最高捜査機関として恐れられた、国家審問官 (*Inquisitori di Stato*) のフォンドの整理と「役に立たない」文書廃棄の担当として、文書館から分離した形で任命するなど、統合推進派と反対派での激しい駆け引きが行われた。²³ 一八一五年一月、先にパリへと収奪されたサン・マルコ寺院入口上部に据え付けられた馬の像の返還式に参加するため、ヴェネツィアを訪れたオーストリア皇帝フランツ一世がサン・テオドローの文書館も訪問することとなった。キオードはヴェネツィアに保存されているアーカイブから再現したハプスブルグ家の家系図と共に、「アーカイブの聖人伝」²⁴とも呼ぶべきこれらの文書の歴史的背景の解説書、

そしてかつて自らが起草した案であり、アーカイブを一元的に保管する文書館設立についての嘆願書を直接提出し、皇帝もこれに打たれ、翌二月三日に、ヴェネツィア共和国の古いアーカイブをオーストリア政府の現用文書と分けて保存してゆく方針が定められた。⁽²⁵⁾そしてこれらの文書遺産を適切に一括して受け入れられる場所を探すよう、キオードにその役割を託したのだった。⁽²⁶⁾

様々な場所が候補に挙げられ、サンマルコ広場至近のサン・ザッカリア修道院やサン・ロレンツォ修道院への設置案も検討されたものの採用されず、遂に一八一七年、折からの修道院閉鎖の流れによって、サンタ・マリア・グロリオザ・ディ・フラリ教会の横の広大なフランチェスコ派修道院施設跡に「ヴェネト総合文書館 (Archivio Generale Veneto)」が創設されることとなった。⁽²⁸⁾これこそが現在の国立ヴェネツィア文書館の原型である。一八一七年から一八二二年の間、文書の集中的保管における最も重要で規模の大きなアーカイブの納入が実現し、以降、一九世紀のフォンドも含め、キオードと、さらにはその後のイタリア王国統一、編入後のテオドーロ・トデリーニとバルトロメオ・チェツケッティをはじめとした後継者達によって作業が継続されることとなる。また一八八四年には、一八三〇年までの公証人アーカイブが納入されることとなった。⁽²⁹⁾

この文書館の創設に多大なる貢献を果たし、初代館長に就任したのがヤコポ・キオードであり、「アーカイブにおいて静謐なる共和国は生き残る (Archivistamente, la Serenissima si salva)」こととなった。⁽³⁰⁾こうして彼は旧ヴェネツィア共和国と新しい文書館をつなぐ重要な役割を担い、所蔵史料の総合調査とフォンドの統合に尽力した。所蔵庫内のアーカイブの保管順序に従って、ヴェネツィア共和国の機構を眼に見える形で復元するため、共和国時代の「法典集成 (詳細については次段参照)」の経験に基づいて、綿密に構築された計画を起草し、献身的に活動したのだった。

次節では、このキオードと共に時代を遡り、ヴェネツィア共和国での文書管理の一例についてみていくこととし
よじ。

三 共和国末期と文書

ヤコポ・キオードがこの新しい文書館の館長として相応しかったのは文書館創設への貢献だけではなかった。現在の法律制度とは大きく異なる慣習法の時代において、共和国末期に行われた「法典集成 (Compilazione delle Leggi)」は極めて重要な事業であった。慣習法の時代とは、現在のように新しい法律ができるということが以前の法律を上回る効力を持つ、もしくは撤回される時代とは異なり、かつての法律や取り決め、特権等を文字通り「慣習」、ならわしに従い積み重ね、それを以って統治される時代であった。現代の我々には想像しがたい社会ではあるが、この状況が何十年、何百年と繰り返され、常に以前からの権利を参照し、確認しなければならない時代においては文書の保存のみならず、その運用に大変な苦勞を伴う。例えば、一八世紀後半にヴェネツィア共和国内で行われた在地の特権を持つ貴族、教会や修道院への寄進財産調査の際は、場合によって一三世紀や一四世紀に認められた権利や特権にまで遡り、それを確認し、記録し、施行するという作業が必要であった。⁽³⁾ ヴェネツィア共和国のように時代的にも千年近く体制が続き、構造的にも権力の集中を避けることを主な目的に、多種の行政官を通じて実務が行われた極めて独特な特徴を持つ国にとって、この法典集成の作業は並々ならぬ苦難と膨大な知識が要求される。その実行部隊に、若きヤコポ・キオードは補佐官としてかわり続けてきたのである。

共和国時代、実際にどのようにこれらの膨大な文書が保存されていたのだろうか。大書記官を頂点に編成されて

いたヴェネツィアの書記局は下級書記局、総督書記局、そして一四〇二年から追加された機密書記局に分かれていた。下級書記局は文書自体の他に、総督のアーカイブ、公証人文書の一部、遺言書の一部を保存した。総督書記局では、大議會を始めとした中央の各行政府、四十人会、元老院など、機密書記局に任された機密的性格のものを除いた国家の主要な機関のアーカイブを保存した。いくつかの例外を除いて、総督宮殿内やサンマルコ広場の周辺に集中した部局と、財政関連の部局が主に橋の周りに集まっていたリアルト、という大きな二つの分類に従っていた。国家機関は直接その文書を保存していたのであった。⁽³²⁾一五一四年のリアルト地区に打撃を与えた大火事と総督宮殿の度重なる火事は多くの文書に損害を与えたが、基本的にはヴェネツィア各機関のアーカイブは一千年に渡って大きな変動がなく続いた政体のお陰で、その大部分が保存されえたのである。⁽³³⁾

だがこの「神話」の中においても、当然のことながらこれらの文書は、一七世紀に元老院文書の分類が大きく変更された例⁽³⁴⁾など、時代による様々な変遷の影響を受けた。この段ではヴェネツィア共和国最後の一世紀、一八世紀初頭に行われた国家のバランスシート作成までに至る流れの中で、文書管理がどのように行われ、またどのような問題を内包していたのか、実例を挙げながら見ていきたい。

一八世紀初頭、ヴェネツィア共和国は長きに渡るオスマン帝国との戦いが終結し、アドリア海沿岸部以外の海外領土を失い、以後、武装中立路線を取るようになる。一七一〇年代後半からそれまで分散的形態を取っていた財政税務体制の変革に取り組み始める。一七二〇年代になると、無数に存在していた行政官職や各地の領土一つ一つに至るまで詳細な状況把握に努め、一七三六年にはヨーロッパ諸国の中でも先駆けて国家財政の貸借対照表、バランスシート (Bilanci generali) を完成する。⁽³⁵⁾この過程では、消費税等の間接税が歳入の主体となっていたことから、

各分野にまつわる様々な権益、既得権を持つ者の間で軋轢や紛争が絶えなかった。ここではそれらの困難が伴う財政・税務文書の管理、保存の事例を通じて、現在我々が眼にすることができる文書の一部が一八世紀前半にどのような変遷を辿っていったのかを見ていくこととしよう。

ヴェネツィア共和国は中央の政府においても、地方の各支配地域との関係においても、各事業や各地域の事情や時宜に応じた対応を取り、中央集権的構成を伝統的に採用してこなかった。このことは財政・税務分野にも当てはまり、数多くの行政官が細分化された役務を執り行っていた。「Polverizzazione」⁽³⁶⁾という言葉でアンドレア・ザンニーニが指摘しているように、文字通り「粉」や「埃」の如く、多岐の任務を数多くの行政官に振分け、一極集中の状況に陥らないようにしてきた。一例を挙げれば、この時代、本土領には一五の財政税務局があり、総計二六二の関税・消費税徴収項目が存在していた。⁽³⁷⁾

長きに渡る戦争にて疲弊した国庫を回復するため、こうした分散化の状況を改善する試みがなされた。だがその過程は決して平坦なものではなく、慣習的に権力の分散化を基礎としていた各貴族間同士の争いのみならず、徴税権を巡る共和国と地方有力者の争い、または地方有力者同士の間でも権益を巡っての綱引きが行われた。さらに、「共和国」とはいえ、現代のそれとは大きく異なり、国内で使用されていた通貨単位だけでも一八種類にも⁽³⁸⁾のぼり、この要素だけを見ても一元化を進めるにあたっての困難は容易に想像できよう。

一七一四年から一七八八年の間、オスマン帝国との戦いが再び始まり、その後のパスロヴィツ条約によって、長きに渡るオスマン帝国との戦争にも事実上の終止符が打たれ、共和国は長年の戦争と政治的経済的变化によって疲弊した国庫の回復のため、より綿密な徴税監査の必要に迫られることとなるのである。直接税や、例えば塩税やオイル税といった間接税も引き上げ、戦時公債の利率の引き下げ、宝くじによる歳入の増加、そして軍事費を始め

とした歳出の削減にも取り組んだ³⁹⁾。しかしながら、伝統的財政改善の方策では極めて困難な状況に陥った国庫を再建するには充分ではなく、機構面のみならず、文書管理・運営面からも真の意味での財政・税制改革が求められた。財政運営が著しく困難な状況となったヴェネツィア共和国における財政・税務権限及び監査、文書管理の一元化の流れは、この条約を境に一層進むこととなる。それまでは国家の全歳入、歳出を一覧化したものを定期的には作成しておらず、これを機に一七三六年の国家のバランスシート、国家貸借対照表の作成に至るまでの試行錯誤に満ちた長い道のりが始まることとなる。

既に一七二〇年より前から錯綜した収支計算とその文書を整理する必要性は様々な箇所指摘されていたが、一七二〇年代より本格的に各行政官ごとに長年積み重なってきた文書の管理の見直しと変革が行われる。

バランスシート作成の総指揮を担った公的資金調達官及び補佐官 (*Deputati ed Aggiunti alla provision del denaro pubblico*) は一七二〇年代後半になると、それまでの文書とは比較にならない分量の文書を作成または再生産し、それらの統合や再整理に乗り出し、一七三〇年代終わりから効率的な文書管理を確立した。また、関税・消費税を管理した造幣局公共歳入監査・規制官 (*Rensiori e Regolatori delle Entrate Pubbliche in Zecca*) もこれまで各地の徴収場所ごとに不定期に管理していた徴税情報を一元化すべく一七二〇年代前半から統合的で、綿密な作業に着手していた。それらの行政官を含めた多くの財政・税務関連の行政官を管轄していた造幣局全体のアーカイブの管理についてみていこう。

オスマン帝国との戦いにおける戦費調達を主な目的として、多額の寄付をした者への貴族位の譲渡や下級官職の売官などが行われていたが、造幣局文書の管理者、アーキヒストの職位もまたその時代的要請と無縁ではなかった。

一六八六年イゼツポ・キエーザはその職を入手、一七〇八年にはその妻サンティーナ・フォンターナの支払いにより、その官職は息子フランチェスコに世襲される⁽⁴³⁾。しかしながら、この職位を保持していたキエーザ自身がその職務を遂行することはなく、一七二〇年にはイゼツポ・レグレンツィ⁽⁴⁴⁾、一七二四年にはパオロ・セラテー⁽⁴⁵⁾、といったように他の人物に職務を委託する有様であった。売官が横行していた状況下では、こうした二次請負的な言葉でいえば孫請け的な職務形態は決して珍しいことではなかったが、かつて「我が国の中枢神経 (*il nervo principale del Stato nostro*)」⁽⁴⁶⁾とまで言われた財政・税制の大幅な再編成に関わる重要業務までもがこうした状況下に置かれていたという事実は驚くべきことである。実際にこの状況に対して、造幣局内の他の官職からの抵抗もなかったわけではない。一例を挙げると、これらの官職者達は本来、現用文書でなくなつた段階で文書管理部門に納入せねばならなかったが、しばしばそれを実行しなかった。それに対抗して、アーキビスト側からこれらの抵抗する官職者を飛び越え、上級職にある貴族達に依頼をし、承認を受けた上で納入命令が出る状況となつていた。慣習法により、時代を越えて積み重なつた文書とはそれぞれの行政官にとっては権益そのものであり、それを一元的に管理していく過程において、その管轄を巡る争いが起こつていたともいえよう⁽⁴⁷⁾。

官職保持者フランチェスコ・キエーザの推挙を受け、イゼツポ・ラツツァリがアーキビストとなつたのは一七二八年一月のことであつた⁽⁴⁸⁾。折からの文書の管理状態が混乱の極みであつたことは造幣局内部に留まらず、他の行政官の文書においてもしばしば言及されていたことであつたが、ラツツァリによる収蔵文書に関する事前調査と管理方法の提案を受け、一七三〇年九月の政令にて造幣局に係するすべての行政官の文書を一元的に管理する総合目録の作成が始められた。しかしこの作業も、特に作業費用の算出に関して、驚くべき方法で行われていた。この目録作成開始の政令に際して、ラツツァリが出した請願によると、「昼夜問わず事前作業を行つた」ため、四〇ドゥ

カートを要求し、それが認められた。⁽⁴⁶⁾ さらに十二月末にはこの作業に費やされる時間と文書の量の膨大さを訴え、「人員を追加で雇い入れたのでさらに三〇ドゥカート」⁽⁴⁷⁾を要求し、認められた。⁽⁴⁸⁾翌年の夏には当局も言い値を待つことなく、自らこれまでの累積作業費用の倍近い額である二五〇ドゥカートを提供し、今後の出費も賄うよう指示を出すものの、一七三二年三月の目録完成時にさらに二八〇ドゥカートがラツァリより要求され、これまでの功績と今後の目録の有用性に鑑み、この請願も許可される。⁽⁵⁰⁾この二八〇ドゥカートという数字は当時のヴェローナの市壁外におけるワイン関税の「年間収入」をやや下回る額に当たり、これら一連の要求額は決して少ないものではない。⁽⁵²⁾請願の書き口上は謙虚ではあるものの、要求の内容、やり方に関してはさほど抑制のきいたものとはいえない。その点についての評価は本稿の目的とは異なるが、少なくとも造幣局という機関、そして時代的要請によって国家財政・税制に関して総ざらいを行っている重要な局面において、予算を事前に策定せずに、作業側の言い値、それも決して低くはない額にて人件費が決定されていくというのは何とも皮肉な状況である。

総合目録完成後の一七三二年一月には保管場所への入場が、アーキビストと関係官職以外、身分に関わらず厳しく制限される法令も出されており、⁽⁵³⁾文書管理のあり方として興味深い要素である。実際にこの規定に従って、一七三八年には十人委員会が命令の形で、⁽⁵⁴⁾一七四六年には海軍審問官が目録に掲載されている文書を職務に用いる際、開示請求をしている。⁽⁵⁵⁾その後、ラツァリは一七五四年五月まで生き、最後の職位は造幣局補佐官であったこと⁽⁵⁶⁾から、アーキビストからの職位変化について個々の詳細は明らかではないものの、最終的には栄転を果たしたといえよう。

この時に完成された目録自体は、担当アーキビストによる解説の有無を除き、今日でも国立ヴェネツィア文書館の閲覧室にて見られるような近代的な各種探索補助資料、文書目録に限りなく近く、目録作成者名から始まり、作

成根拠の政令と目次、各文書の所蔵場所、該当行政官名と文書の移転があつた場合は注記、各管理単位がどの年月日に該当するのかなど、詳細に記述されている。この文書の移転についての事例をみてみると、国家財政の貸借対照表作成を中心となつて執り行つていた公的資金調達官及び補佐官へ、造幣局文書保存部局から移転、情報提供した文書について、その分量や対象年代に至るまで詳細な記述も見られる。これは前述の一七二〇年代に同行政官によつて行われた文書の再整理・再生産とも密接に関わつており、詳細な調査を継続中である。こつした異なる行政官の間や行政官内部での文書の移転とその管理といつた複合的情勢については、これまで無数に出版されているヴェネツィア史学の研究においても未踏の分野で、現在研究を進めている段階であり、その結果については場を改め発表する予定である。⁵⁸⁾

今まで述べてきた事例からもわかるように、膨大で体系的に文書を保存してきたヴェネツィアにおいては共和国崩壊後の労苦だけでなく、一般に安定していると言われる共和国の時代にも慣習法に基づいて数百年に渡つて積み重なつていった文書を巡る権益の争い、官職の売買や世襲、孫請けでの業務の遂行、文書整理、総合目録作成事業を巡る労務費の吊上げなど、様々な困難を伴いながら文書の運用と保存を行つてきたことが見てとれよう。

おわりに

ヤコポ・キオードは一八四〇年、八〇歳になるまで館長を勤めるが、その当時の閲覧室の利用状況は公に開放された一八二四年から数えても合計で三〇人足らずであつた。現在この文書館閲覧室には八〇席近くがあり、その殆どが埋まる日もあることを考えると隔世の感である。エマヌエーレ・アントニオ・チコーニヤは一八二五年から、

レオポルド・フォン・ランケも一八二九年からこの文書館に通った内の一人であった。その後も一八四〇年代は年間で二、三人、多い年でも一八四八年に一〇人の来館・閲覧者のみといった状況であった。⁽³⁹⁾

しかしその後、特に一八五四年以降、閲覧希望者の数は徐々に増え、ヴェネツィア史の大家として、現在もその名を留める、サグレド、ロマニン、バツシエ、ブラウン、デ・マ・ラトリー、ダ・フラン、アルベリ、パロツツイ、ロレンツイ、タッシーニなどはこの時代にフラーリへと通った人々である。そしてグリエルモ・ベルシエもまたその中の一人であったことを忘れてはならない。彼こそ、天正遣欧少年使節がヴェネツィアに立寄った際にヴェネツィア共和国の人々がどのような反応をしたのか、そして慶長遣欧使節、支倉六右衛門直筆の花押が書かれたヴェネツィア政府の文書などについて、詳細な刊行史料付録を備えた論文を一八七七年に発表した人物である。⁽⁴⁰⁾そしてこの花押こそ、論文完成の四年前、一八七三年に岩倉具視率いる使節団が、(ヴェネツィアの)府中ナル「アルチーフ」の書庫を訪問した折に眼にしたものに当たる。日本とイタリア、ヴェネツィアの古くからのつながりがこれらの文書を通じて確認され、体系だった論文の形で発表され、今日でも日伊をはじめとした研究者によって用いられ、思い起こされている。⁽⁴¹⁾こうして日本とヴェネツィアの長きに渡るつながりもまた「アーカイブにおいて生き残り、今日に至っているといえよう。

参考文献

主に行政官名など訳出に当たって参考にした単著邦文文献。(尚、当論考では時代による職務の変遷などを踏まえ、必ずしも当該文献と同一の用語を用いているわけではないことを留意願いたい。)

アルヴィーゼ・ゾルジ著、金原由紀子、米倉立子、松下真紀共訳『ヴェネツィア歴史図鑑——都市・共和国・帝国…六九七—一七九七年』、東洋書林、二〇〇五年

藤内哲也『近世ヴェネツィアの権力と社会——「平穏なる共和国」の虚像と実像』、昭和堂、二〇〇五年

永井三明『ヴェネツィアの歴史——共和国の残照』、刀水書房、二〇〇四年

齊藤寛海『中世後期イタリヤの商業と都市』、知泉書館、二〇〇二年

永井三明『ヴェネツィア貴族の世界——社会と意識』、刀水書房、一九九四年

註

- (1) DARU, Pierre, *Histoire de la République de Venise*, Paris, Didot, 1821, p. 1.
- (2) INFELISE, Mario, *Venezia e il suo passato. Storie miti «fole» in Storia di Venezia. L'Ottocento e il Novecento*, vol. II, a cura di Mario Isnenghi e Stuart Woolf, Roma, Istituto della Enciclopedia italiana, 2002, p. 969.
- (3) *ibid.*, p. 969.
- (4) BERTINI, Maria Barbara, *Che cos'è un archivio*, Roma, Carocci, 2006, p. 22 (邦訳 拙訳『アーカイブとは何か——石版からデジタル文書まで』、イタリヤの文書管理』、法政大学出版局、二〇一二年、三一—三三頁)。
- (5) *ibid.*, pp. 26-27 (前掲書、三六—三十七頁)。
- (6) *ibid.*, p. 23 (前掲書、三三—三三頁)。
- (7) 尚、これらの歴史的事項は以下のような書籍がヴェネツィア大学におけるヴェネツィア史の教科書として、用いられており、詳細を知ることも可能。

ORTALLI, Gherardo, *Venezia dalle origini a Pietro II Orseolo*, in *Storia d'Italia*, diretta da Giuseppe Galasso, vol. I, Torino UTET, 1980, pp. 341-438.

GRACCO Giorgio, *Venezia nel Medioevo: un "altro mondo"*, in *Storia d'Italia*, cit., vol. VII, 1987, pp. 1-157.

COZZI Gaetano, KNAPTON, Michael (a cura di), *Storia della Repubblica di Venezia. Dalla guerra di Chioggia*

alla riconquista della Terraferma, Torino, UTET, 1986 (*Storia d'Italia*, cit., vol. XII, tomo I).

Cozzi, Gaetano, KNAPTON, Michael, SCARABELLO, Giovanni (a cura di), *La Repubblica di Venezia nell'età moderna. Dal 1517 alla fine della Repubblica*, Torino, UTET, 1992 (*Storia d'Italia*, cit., vol. XII, tomo II).

- (8) 拙稿「国立ウエネツィア文書館デジタル化プロジェクト」『令報 Cronaca』公益財団法人 日伊協会 通号一三六号、二〇一〇年参照。

- (9) CAVAZZANA ROMANELLI, Francesca e ROSSI MONTUPELLI, Stefania, *Gli archivi e le biblioteche in Storia di Venezia. L'Ottocento e il Novecento*, cit., pp. 1081-1122.

- (10) TIEPOLO, Maria Francesca, *Esperienze di un archivista: l'Archivio di Stato di Venezia in Conservazione dei materiali librari archivistici e grafici*, vol. I, a cura di Marina Regni e Piera Giovanna Tordella, Torino, Allemandi, 1996. 他にさまざまな文書館関係者による個別の詳細研究については次の文書館のウェブサイト参照：
<http://www.archiviodistatovenezia.it/index.php?id=98>

- (11) POVOLO, Claudio, *Il romanziere e l'archivista. Da un processo veneziano del '600 all'anonimo manoscritto dei Promessi Sposi*, Venezia, Istituto Veneto di Scienze, Lettere ed Arti, 1993.

- (12) *Archivio di Stato di Venezia in Guida generale degli archivi di Stato italiani*, volume 4: S-Z, Ministero per i beni culturali e ambientali, Ufficio centrale per i beni archivistici, Roma, 1994, pp. 857-1148.

- (13) Da MOSTRO, Andrea, *L'Archivio di Stato di Venezia : indice generale, storico, descrittivo ed analitico*, volume I e II, Roma, Biblioteca d'arte, 1937 e 1940.

- (14) 一例として、十人委員会のアーカイブを扱った VIANELLO, Amelia, *Gli archivi del Consiglio dei Dieci: memoria e istanze di riforma nel secondo Settecento veneziano*, Padova, Il poligrafato, 2009 が挙げられる。

- (15) TIEPOLO, *Esperienze di un archivista*, cit., p. 283.

- (16) 国立ウエネツィア文書館の次のサイトを参照。

<http://www.archiviodistatovenezia.it/index.php?id=96&L=3%20%202F%2Findex.php%3Fpage%3D>

- (17) 政令詳細については下記参照。 Ministero per i beni culturali e ambientali, Ufficio centrale per i beni archivistici, *Itinerari archivistici italiani, Veneto*, Roma, Palombi, 1995, p. 6. また一八〇六年から一八〇七年の別の政令では 司教座がサン・ピエトロ・ティ・カステッロから元々は共和国の総督の私礼拝堂という位置づけであったサン・マルコ寺院へと移された。
- (18) 貴族の遺産系のアーカイブに関する下記参照。 RAINES, Dorit, *L'archivio familiare strumento di formazione politica del patriziato veneziano*, «Accademie e biblioteche d'Italia», anno LXXIV, n.4, 1996.
- (19) TIEPOLO, *Esperienze di un archivista*, cit., p. 283.
- (20) 国立ヴェネツィア図書館 前掲サイト。
- (21) POVOLO, Claudio, *Il romanziere e l'archivista*, cit., p. 78.
- (22) *ibid.*, p. 80.
- (23) 近々の後キオーネはヴェーヌの強力を得るに成功した。 Ministero per i beni culturali e ambientali, Ufficio centrale per i beni archivistici, *Itinerari archivistici*, cit., p. 6.
- (24) CAVAZZANA ROMANELLI, e ROSSI MUNUTELLI, *Gli archivi*, cit., pp. 1090-1091.
- (25) POVOLO, Claudio, *Il romanziere e l'archivista*, cit., p. 82.
- (26) *ibid.*, p. 82.
- (27) CAVAZZANA ROMANELLI, e ROSSI MUNUTELLI, *Gli archivi*, cit., p. 1114, n. 38.
- (28) TIEPOLO, *Esperienze di un archivista*, cit., p. 283.
- (29) 国立ヴェネツィア図書館 前掲サイト。
- (30) BENZONI, Gino, *La storiografia in Storia della Cultura veneta, dall'età napoleonica alla prima guerra mondiale*, vol. VI, Vicenza, Neri Pozza, 1986, p. 600.
- (31) Archivio di Stato di Venezia (ASVe), *Sindaci Inquisitori della Terraferma*, b. 93, "In Proposito de Privilegiati, ed Essenti dal Dazio dell'Imbottadura del Trevisano, l'anno 1722", p. 134. 近々の資料の註記については

- Pezzolo, *L'oro dello Stato. Società, finanza e fisco nella Repubblica veneta del secondo 500*, Venezia, Il Cardo, 1990, p. 64. 河' 正田文中の「*del Stato*」は「*Repubblica*」の誤植かと思われる。
- (44) ASVe., *Zecca*, cit., fz. 1210, n. 23.
- (45) *ibid.*, fz. 1211, n. 202. 河' 文書上は「十七二十年」となっているが、この文書は「ヴェネツィア共和国」において用いられた「*More Veneto*」の「*More*」の誤植かと思われる。この場合、本稿では一月より新年の改換の時代の題として記述する。
- (46) *ibid.*, n. 266.
- (47) 三・四カヴラムの金貨は「一十六年以降はマリラー・〇ンル・ヴェー」一七三三年以降はハリラに相当した。ZANNINI, *Andrea, Il sistema di revisione contabile della Serenissima, istituzioni, personale, procedure* (secc. XVI-XVIII), Venezia, Albrizzi, 1994, p. 12.
- (48) ASVe., *Zecca*, cit., fz. 1211, n. 271.
- (49) *ibid.*, fz. 1212, n. 295.
- (50) *ibid.*, n. 308.
- (51) ASVe., *Revisori e Regolatori delle Entrate Pubbliche in Zecca*, busta 191, i bilanci daziari nel 1728, Verona, Territorio, Vino.
- (52) 尚' 後年一七八〇年代における関連役職の俸給は月額五ドゥカートであり、時代を終ると貨幣価値低下を考慮合わせ「*Provision del denaro pubblico*」の請求額の金額が際立つこと。ASVe., *Deputati ed Aggiunti alla Provision del denaro pubblico*, registro 68, 05 settembre 1787 (c. 67^v) .
- (53) ASVe., *Zecca*, cit., fz. 1212, n. 324.
- (54) *ibid.*, fz. 1213, n. 470.
- (55) *ibid.*, fz. 1214, n. 614.
- (56) *ibid.*, fz. 1216, n. 860. 同文書の n. 835 では「*Provision del denaro pubblico*」が病にて離職する際に、医師が書いた簡単な診断書まで添付文

書として保存されている。

- (57) *ibid.*, regg. 15-16 e 1325-1328.
- (58) 雑澤世 YUGAMI, Ryo, *Gli archivi e la fiscalità: l'organizzazione delle informazioni amministrative nella Repubblica di Venezia nel Settecento*, Venezia 2014 (in corso di ricerca. La tesi di Dottorato di ricerca nell'anno accademico 2013-2014 in Università Ca' Foscari Venezia, Dipartimento di Studi Umanistici, Corso di Dottorato di ricerca in Storia sociale europea dal Medioevo all'Era Contemporanea) 2所収²¹。
- (59) CAVAZZANA ROMANELLI e ROSSI MUNTPELLI, *Gli archivi*, cit., p. 1115.
- (60) *ibid.*, p. 1094.
- (61) BERCHET, Guglielmo, *Le antiche ambasciate Giapponesi in Italia. Saggio storico e documenti*, «Archivio Veneto», 1877 (商業紙に1887と誤り間違えられているものもある)、『注 雑誌掲載(60)』, n. 13, pp. 245-285 及び *idem*, *Documenti del Saggio Storico sulle antiche ambasciate Giapponesi in Italia*, «Archivio Veneto», 1877, n. 14, pp. 150-203.
- (62) 石井元章「グリエルモ・ナルシエーと日本」『SPAZIO』五五号、一九九七年の、三五—五〇頁や佐々木和博「歴史手帖 ヴェネツィアの支倉六右衛門文書——発見の経緯と意義」『日本歴史』第七三〇号、二〇〇九年、〇3、吉川弘文館、四〇—四四頁などナルシエーと支倉使節団の関連について扱った作品を参照。